



---

かほく市と株式会社 PFU との共創による  
住みやすいまちづくりを目指す連携に関する  
協定書

---



# かほく市と株式会社PFUとの共創による 住みやすいまちづくりを目指す連携に関する協定書

かほく市（以下「甲」という。）と株式会社PFU（以下「乙」という。）は、少子高齢化に伴う人口構造の変化や社会の価値観の変化・多様化など、地域を取り巻く環境が大きく変容し、また、今後、新型コロナウイルス感染症の克服に新たな日常の原動力となるデジタル社会の実現が必要となるなか、新たな時代にふさわしい環境を整え、住みやすく住み続けられるまちづくりを目的に次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は甲及び乙が対話を通じた密接な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した共創による活動を推進し、新たな時代にふさわしい環境を整え、市民がより住みやすく住み続けられるまちづくりを目指すことを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的の達成のため、次に掲げる連携事項について、乙のモノづくり・ICT技術を活かしたデジタル化領域での共創に取り組むものとする。各事項の具体的な共創内容については、甲乙協議の上、進めるものとする。

- （1）デジタル社会の実現に関する事
- （2）新技術を活用した地域社会の構築に関する事
- （3）行政のICT化・DX推進に関する事
- （4）デジタル技術を活用した学校教育に関する事
- （5）その他、デジタル技術を活用した市民サービスの向上に関する事

## （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取り組みの実施により知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

## （有効期間）

第4条 本協定は、甲及び乙いずれかから書面による解除の申し出がない限り、期間を設けず継続する。

## （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結は電子データを利用し、甲乙それぞれ署名を行う。

協定締結の証として、署名後の電子データを原本として保存し甲乙双方保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 かほく市

市長

油野 和一郎

乙 株式会社PFU

代表取締役社長

半田 清